

枚方市監査委員告示第 4 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 2 年（2020 年）3 月 27 日

枚方市監査委員	勝 山 武 彦
同	分 林 義 一
同	鍛治谷 知 宏
同	大 地 正 広

1. 監査の対象

(1) 対象部課

環境部 環境総務課
 減量業務室
 穂谷川清掃工場
 東部清掃工場
 淀川衛生事業所
 環境保全課
 環境指導課

(2) 対象事務

令和元年度（2019年度）における財務に関する事務の執行及び事務の管理状況

2. 監査の期間

令和元年（2019年）12月2日（月）から令和2年（2020年）3月26日（木）まで

3. 監査の結果

関係者から事情聴取し、また、提出された資料及び関係書類を監査した結果、事務処理状況等はおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

【意見・要望事項】

[環境総務課・穂谷川清掃工場]

○可燃ごみ広域処理施設の稼働年次の見直しについて

穂谷川清掃工場内の第3プラントは稼働後30年以上が経過し、各設備類で老朽化が進行していることから、後継施設として、京都府京田辺市と可燃ごみの広域処理施設の建設を令和5年の稼働を目標に進めていた。しかし、当該施設付近で京都府から指定希少野生生物の指定を受けているオオタカの繁殖が確認され、その保全措置を検討する必要が生じたため、稼働開始は令和7年に延期されることになった。

今後、穂谷川清掃工場の稼働を2年間延長させることから、施設の不具合の早期発見、早期対応の処置に努めるとともに、設備補修等を適切に行い、市民生活に支障をきたさない円滑なごみの処理を行うよう要望する。

○災害廃棄物への対応について

本市では、想定される災害に対する事前準備や発災後の処理体制の整備など、災害廃棄物の円滑な処理が行えるよう、枚方市災害廃棄物処理計画を策定している。

近年、地震や台風による大規模な災害が発生しており、災害発生時には当該計画に基づき、市民の生活環境の保全と速やかな復旧・復興を進めるため、災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理を行うよう要望する。

[減量業務室]

○ごみ焼却量の削減に向けた取組について

本市では、平成 28 年 3 月に枚方市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定し、同計画の最終目標年度である令和 7 年度のごみ焼却量について計画目標を設定している。

減量業務室では、同計画の基本方向の一つである家庭系ごみの 4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）を推進するため、ごみ減量化の啓発活動を行うなど、ごみ焼却量の削減に向けた取組を行っているものの、計画目標には達していない状況である。

今後も、同計画に掲げる計画目標を達成するため、ごみ焼却量の削減に向けた取組をより一層推進するよう要望する。

○個人情報取扱いを伴う事務処理について

減量業務室では、ごみ置場用地の一般寄附の採納事務を行っているが、寄附の申込みに係る事務処理に際して、個人情報が記載されている寄附申請書や印鑑証明書等の申請書類を紛失した事案があった。

個人情報を取り扱う事務処理に際しては、その重要性を十分に認識し、適正な事務を行うよう要望する。

[東部清掃工場]

○灰溶融炉の停止（廃止）に向けた取組について

平成 29 年 3 月に策定された東部清掃工場焼却施設長寿命化総合計画においては、東部清掃工場の灰溶融炉の継続使用が検討課題の一つとなっており、所管課において検討を進めた結果、地球温暖化対策に伴う二酸化炭素排出量の低減や長期財政負担の軽減の観点から、その停止（廃止）に向けた方向性が取りまとめられているところである。

今後は、灰溶融炉の停止（廃止）に向けた諸手続を適正に進めるとともに、東部清掃工場が本市におけるごみ処理において長期に安定的な稼働が求められる重要な施設であることから、効率的かつ効果的な維持管理を行うよう要望する。

[環境保全課]

○鳥獣の捕獲許可等に関する事務について

環境保全課では、鳥獣の捕獲許可等に関する事務を所管している。

有害鳥獣であるイノシシや特定外来生物であるアライグマについては、個体数の増加と生息域の拡大により農作物被害や家屋への侵入被害等が深刻化している。

今後も引き続き、有害鳥獣の被害拡大の防止に向けて取り組むよう要望する。

また、本市は、アライグマの捕獲器の貸出し・捕獲後の運搬等に係る業務を委託して実施しているが、委託に係る経費も増加していくことから、本市独自の取組についても検討を進めるよう要望する。

[環境指導課]

○枚方市ペット霊園の設置等に関する条例及び枚方市土砂埋立て等の規制に関する条例に係る事務について

本市では、良好な生活環境の保全に資するため、平成 30 年度に、枚方市ペット霊園の設置等に関する条例及び枚方市土砂埋立て等の規制に関する条例を施行している。

今後も引き続き、両条例の内容の周知を図るとともに、市民の安心・安全を守るため、定期的なパトロールを行うなど、両条例の適切な運用に向けて取り組むよう要望する。

[淀川衛生事業所]

特に指摘すべき事項はなかった。